

用 振 の 法 発 等 替 条 律 行 法 項 及 の の び 根 適 そ 捷

○財務省告示第二百七十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成三十年九月四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。昭和五十七年大蔵省令第三十号（昭和五十七年五月三十日法律第百三十九号）第五条第十一項の規定に基づき、平成三十年十月十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
一 号
名称及び記
利付国庫債券（十年）（三百三十一回、第三百三十回、第三百三十一回、第三百三十二回）
財務大臣臨時代理
國務大臣 石田 真敏

十
三
二

一

十
九
八
七

九
振
額
最
払

發
替
低
込

利
過
利
子
率

行
行
価
格
日

行
行
額
金

行
決
定
額
の

方
法
行
方
法

利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する入札による発行の申込みのうち利回り格差を同一。）を競争に付して行われる	円額で五千九百八十六億円	内訳（別表のとおり）	五百八万三千円	振替法の規定による振替簿の記載又は記録による振替額に最も低い額面座	出百円につけ、次の算式により算額	金額の整数倍の金額による振替額に最も低い額面座	金額のとする。成三十一年九月四日	平成三十年九月四日	発行対象国債ごとに、額面金額	金額のとする。	出百円につけ、次の算式により算額	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する入札による発行の申込みのうち利回り格差を同一。）を競争に付して行われる
（別表のとおり）	五百九百八十六億円	内訳（別表のとおり）	五百八万三千円	振替法の規定による振替簿の記載又は記録による振替額に最も低い額面座	出百円につけ、次の算式により算額	金額の整数倍の金額による振替額に最も低い額面座	金額のとする。成三十一年九月四日	平成三十年九月四日	発行対象国債ごとに、額面金額	金額のとする。	出百円につけ、次の算式により算額	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する入札による発行の申込みのうち利回り格差を同一。）を競争に付して行われる
（別表のとおり）	五百九百八十六億円	内訳（別表のとおり）	五百八万三千円	振替法の規定による振替簿の記載又は記録による振替額に最も低い額面座	出百円につけ、次の算式により算額	金額の整数倍の金額による振替額に最も低い額面座	金額のとする。成三十一年九月四日	平成三十年九月四日	発行対象国債ごとに、額面金額	金額のとする。	出百円につけ、次の算式により算額	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する入札による発行の申込みのうち利回り格差を同一。）を競争に付して行われる
（別表のとおり）	五百九百八十六億円	内訳（別表のとおり）	五百八万三千円	振替法の規定による振替簿の記載又は記録による振替額に最も低い額面座	出百円につけ、次の算式により算額	金額の整数倍の金額による振替額に最も低い額面座	金額のとする。成三十一年九月四日	平成三十年九月四日	発行対象国債ごとに、額面金額	金額のとする。	出百円につけ、次の算式により算額	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する入札による発行の申込みのうち利回り格差を同一。）を競争に付して行われる
（別表のとおり）	五百九百八十六億円	内訳（別表のとおり）	五百八万三千円	振替法の規定による振替簿の記載又は記録による振替額に最も低い額面座	出百円につけ、次の算式により算額	金額の整数倍の金額による振替額に最も低い額面座	金額のとする。成三十一年九月四日	平成三十年九月四日	発行対象国債ごとに、額面金額	金額のとする。	出百円につけ、次の算式により算額	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する入札による発行の申込みのうち利回り格差を同一。）を競争に付して行われる

二 十 十 十
十 九 八 七 六 五

十四

払者入払元利象各準入償償
込札場利回國發と札還還
期參所金り債行すの金期
日加支の対る基額限

利子

(別表のとおり) 領額面金額百円につき百円銘柄毎の基準利回は、平成三十一年九月三日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された均値の単利利回りとする。日本銀行 財務大臣から通知を受けた者 平成三十年九月四日

(別表)

名称及び記号	利 率 (年)	償 還 期 限	発 額 面 行 金 額	利 利 利 利 利 利 利 利 利 利	利 利 利 利 利 利 利 利 利 利	利 利 利 利 利 利 利 利 利 利	利 利 利 利 利 利 利 利 利 利	利 利 利 利 利 利 利 利 利 利	利 利 利 利 利 利 利 利 利 利
○ ・ 一 %	○ ・ 一 %	○ ・ 三 %	○ ・ 四 %	○ 六 %	○ 六 %	○ 六 %	○ 六 %	○ 八 %	利 率 (年)
十年平 日十成 二三 月十 二九	日年平 六成 月三 二十 十八	十年平 日十成 二三 月十 二七	日年平 九成 月三 二十 十七	日年平 六成 月三 二十 十六	日年平 三成 月三 二十 十六	十年平 日十成 二三 月十 二十五	日年平 九成 月三 二十 十五	日年平 九成 月三 二十五	償 還 期 限
億三 円百 五 十 六	億四 円百 六 十 九	十 億 円	円百 七 十 六 億	億九 円百 九 十 一	二十 億 円	百 四十 億 円	二十 億 円	円二 百 五十 億	発 額 面 行 金 額

利 第二付 百十国 四年庫 十 ^一 債 回券)	利 回第二付 百十国 三年庫 十 ^一 債 八券)	利 回第二付 百十国 二年庫 十 ^一 債 四券)	利 第二付 百十国 十年庫 五 ^一 債 回券)	利 第二付 九十国 十年庫 六 ^一 債 回券)	利 第二付 八十国 十年庫 九 ^一 債 回券)	利 第二付 七十国 十年庫 二 ^一 債 回券)	利 第二付 七十国 十年庫 七 ^一 債 回券)	利 第二付 六十国 十年庫 四 ^一 債 回券)	利 第二付 六十国 十年庫 五 ^一 債 回券)	利 回第十付 三年國 百 ^一 庫 五債 十券)
一 · 七 %	一 · 五 %	二 · ○ %	二 · 一 %	二 · 三 %	二 · 三 %	二 · ○ %	二 · 一 %	一 · 九 %	一 · 九 %	○ · 一 %
日年平 九成 月四 二十 十四	日年平 六成 月四 二十 十四	十年平 日十成 二四 月十 二二	日年平 六成 月四 二十 十一	日年平 六成 月三 二十九	日年平 三成 月三 二十八	日年平 六成 月三 二十七	日年平 九成 月三 二十六	日年平 三成 月三 二十六	日年平 九成 月三 二十五	三平 月成 二四 二十 日年
億三 円百 六 十三	円百 六 十七 億	五 億 円	三 十二 億 円	二 十七 億 円	六 十五 億 円	六 十 億 円	億五 円百 三 十四	八 十 億 円	四千 億八 円百 七 十	円二 百 十三 億

一 利 第三付 十 国 三 年 庫 回 債) 券	一 利 第三付 五十国 回年庫 回 債 券	一 利 第三付 三十国 回年庫 回 債 券	一 利 回第二付 百十国 四年庫 十 債 七 券	一 利 回第二付 百十国 四年庫 十 債 六 券	一 利 回第二付 百十国 四年庫 十 債 二 券
二 · ○ %	二 · 二 %	二 · 三 %	一 · 六 %	一 · 七 %	一 · 八 %
十年平 日十成 二四 月十 二五	日年平 五成 月四 二十 十三	日年平 五成 月四 二十 十二	十年平 日十成 二四 月十 二五	日年平 九成 月四 二十 十五	十年平 日十成 二四 月十 二四
一 億 円	三 億 円	二十 億 円	五 億 円	五 億 円	百 億 円